

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 設立総会 次第

平成29年5月16日(火) 15:30～16:30
都道府県会館4階 402会議室

1 開 会

2 呼びかけ人あいさつ 福井県知事 西川 一誠

3 議 題

- (1) ふるさと納税自治体連合の設立について
- (2) 役員の選任について
- (3) 平成29年度事業計画および収支予算について
- (4) その他

4 閉 会

※総会終了後、共同代表による記者会見を実施

(予定時間 16:30～17:00)

【配付資料】

- 資料1 設立趣意書(案)
- 資料2 会則(案)
- 資料3 役員の選任について(案)
- 資料4 事業計画(案)
- 資料5 収支予算(案)

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 設立趣意書（案）

わが国では、多くの若者が高校や大学を卒業し、地方から大都市へと出ていく。

地方の自治体が自らの税金で育てたふるさとの子どもたちが、進学・就職の際に都会へと移り住む。大都市の自治体は、保育や教育、医療費などを負担することなく、社会人となった彼らから租税を受け取っている。世代を通してみると、地方と都市の間の租税負担と行政サービスのバランスは大きく崩れている。

このような構造の中、生まれ育った「ふるさと」、応援したい「ふるさと」への想いを寄付と税制によって実現させる画期的な仕組みが、ふるさと納税制度である。

平成20年度の導入以降、自治体の様々な知恵と工夫により、約80億円であった寄付額が平成27年度には1,600億円を超え、制度は徐々に広がってきている。

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震や糸魚川の大火災では、被災地支援にこの制度が活用され、ふるさとの復興を支えてきた。

しかしながら、平成27年度においても、ふるさと納税制度の利用者は個人住民税納税者の2%程度であり、寄付受入額が1千万円に届かない自治体も約半数にのぼる。ふるさと納税制度は、まだ発展途上の仕組みである。

現在、自治体の寄付者への返礼品が注目を集めているが、そのうち一部の事例をもって制度変更や規制を議論するよりも、今はふるさと納税制度の理解者を増やし、制度利用のすそ野を広げることが必要である。

ふるさと納税は、寄付者にとって、自分の意思で納税先や使い道を選ぶことができる制度であるとともに、地域間の協力関係を理解する都市の寛容と地方の感謝に支えられる、これまでにない連帯の税制である。

地方からの提案で始まったこの制度は、自治体を中心となって健全な発展を推進すべきものであり、我々の知恵と工夫により、寄付者の想いに沿った施策の実現に寄付金を活用し、真の地方創生に結び付けることが重要である。

ここに、ふるさと納税制度を地域の活性化に役立て、本来の趣旨・目的を、都市、地方を問わず広く全国の自治体、国民に伝えるため、志を同じくする自治体が集まり「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」を設立する。

平成29年5月16日

北	海	道	東	川	町	長	松	岡	市	郎
北	海	道	上	士	幌	町	竹	中		貢
岩	手	県	知			事	達	増		拓
秋	田	県	湯	沢	市	長	鈴	木		俊
山	形	県	知			事	吉	村	美	栄
山	形	県	天	童	市	長	山	本		信
茨	城	県	境	町	長		橋	本		正
群	馬	県	中	之	条	町	伊	能		正
石	川	県	輪	島	市	長	梶		文	秋
福	井	県	知			事	西	川		一
福	井	県	小	浜	市	長	松	崎		晃
福	井	県	鯖	江	市	長	牧	野		百
福	井	県	若	狭	町	長	森	下		裕
山	梨	県	甲	州	市	長	田	辺		篤
岐	阜	県	笠	松	町	長	広	江		正
愛	知	県	碧	南	市	長	瀬	宜	田	政
滋	賀	県	近	江	八	幡	富	士	谷	英
大	阪	府	泉	佐	野	市	千	代	松	大
徳	島	県	鳴	門	市	長	泉		理	彦
高	知	県	越	知	町	長	小	田		保
高	知	県	四	万	十	町	中	尾		博
佐	賀	県	上	峰	町	長	武	広		勇
佐	賀	県	み	や	き	町	末	安		伸
長	崎	県	平	戸	市	長	黒	田		成
大	分	県	佐	伯	市	長	田	中		利
宮	崎	県	綾	町	長		前	田		穰
鹿	児	島	大	崎	町	長	東		靖	弘

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合 基本的な考え方

1 自治体連合が考えるふるさと納税制度の趣旨・理念

○ライフサイクル・バランス税制

わが国では、多くの若者が高校卒業をきっかけとして地方から大都市へと出ていく。地方の自治体が自らの税金で育てたふるさとの子どもたちが、進学・就職の際に都会へと移り住む。

一方、大都市自治体では、保育や教育、医療費などを負担することなく、社会人となった彼らから租税を受け取っている。

地方と都市の間で世代における租税負担と行政サービスとのバランスが崩れている。ふるさと納税制度は、都市と地方が互いに支え合い発展するためのシステムである。

○納税者主権

納税者にとっては、ふるさと納税制度は「自分を育ててくれたふるさとに恩返しをしたい」、「自分の応援する地域に貢献したい」という想いを実現する手段である。

自分の意志で納税先を選択することを通して、納税者として寄付金が自治体の政策にどのように活用されているのか関心を持ち、主体的に関与できる貴重な機会となる。

○自治体政策の向上

地方自治体は、それぞれの魅力をアピールし、寄付がどのように使われるか、それによってどのような成果を実現するか発信する中で、互いに切磋琢磨することにより、地域のあり方を改めて考える機会となる。

2 自治体連合が目指すところ

○ふるさと納税制度を知恵と工夫をもって活用し、地域の活性化につなげる。

○寄付者の「地方を応援したい」という想いに応えられる施策に活かす。また、寄付者の目を意識し、寄付の使い道、効果などの情報提供に努める。

○制度は、「都市の寛容」と「地方の感謝」の上に成り立っていることを忘れず、都市の理解を得られる運用を行う。

○長い目で寄付文化を醸成し、地方と都市が共に発展する制度となるよう運用改善に努める。

○ふるさと納税制度の趣旨・理念を再認識して自治体同士が学び合い、啓発を行うことにより制度の健全化に取り組み、連合の活動に賛同する自治体を増やしていく。

「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」（以下「連合」という。）と称する。

2 本会は、略称を「ふるさと納税自治体連合」と称する。

（目的）

第2条 連合は、ふるさと納税制度の健全な発展のため、ふるさと納税を地域の活性化に役立て、本来の趣旨・目的を、都市、地方を問わず広く全国の自治体、国民に伝えることを目的とする。

（事業）

第3条 連合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ふるさと納税本来の理念・趣旨の啓発活動に関すること。
- (2) ふるさと納税に関する優良事例の発掘・顕彰に関すること。
- (3) 制度の更なる発展に向けた関係事業者等との連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと納税の健全な発展に関すること。

（構成）

第4条 連合の会員は、第2条に掲げる目的に賛同し、共に行動するため、次条の手続きを行った自治体とする。

（参加）

第5条 連合に参加しようとする自治体は、首長の参加届（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

（脱退）

第6条 脱退しようとする会員は、脱退届（様式第2号）を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

（役員）

第7条 連合に共同代表を6名程度および監事を2名置く。

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 共同代表は、連合の代表として共に職務を遂行する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員が首長の職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（総会）

第8条 総会は、共同代表および会員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて共同代表が招集する。
- 3 総会の議長は、共同代表の中から互選により選任された者が務める。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関する事項
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) その他事業の実施に係る重要な事項
- 5 総会は、会員過半数の出席により成立し、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。
- 6 会議の議事は、出席会員（代理人に権限を委任した者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 8 総会の議事は、出席者会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、共同代表の決するところによる。

(報酬)

第9条 共同代表は、無報酬とする。

(事務局)

第10条 連合の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、共同代表が別に定める。

(経費)

第11条 本会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の額は、1自治体当たり年間3万円とし、会計年度内に納めるものとする。

(予算および決算)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、共同代表が別に定める。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、共同代表が別に定める。

(解散)

第14条 本会は、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 本会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。
- 2 本会の平成29年度における会計年度は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成29年5月16日に始まり、平成30年3月31日までとする。

ふるさと納税自治体連合参加届

私は、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合の設立趣意に賛同し、自治体連合に会員として参加します。

平成 年 月 日

(自治体名) _____

(自署) _____

(参加にあたって、一言コメントをお願いします)

ふるさと納税自治体連合脱退届

私は、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合から脱退いたします。

平成 年 月 日

(自治体名) _____

(自署) _____

ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合

役員を選任について

会則

(役員)

第7条 連合に共同代表を6名程度および監事を2名置く。

共同代表(案)

北海道 上士幌町長 竹中 貢 (たけなか みつぎ)

山形県 知事 吉村 美栄子 (よしむら みえこ)

茨城県 境町長 橋本 正裕 (はしもと まさひろ)

福井県 知事 西川 一誠 (にしかわ いっせい)

滋賀県 近江八幡市長 富士谷 英正 (ふじたに えいしょう)

長崎県 平戸市長 黒田 成彦 (くろだ なるひこ)

監事(案)

山梨県 甲州市長 田辺 篤 (たなべ あつし)

岐阜県 笠松町長 広江 正明 (ひろえ まさあき)

平成 29 年度事業計画（案）

1 ふるさと納税制度の理念・趣旨の啓発

ふるさと納税制度の健全な発展を推進するため、設立趣意書に基づきふるさと納税制度の理念や趣旨について、自治体および国民へ広く周知する。

2 ふるさと納税に関する優良活用事例の研究・顕彰

- ・参加自治体におけるふるさと納税を活用した地域活性化の事例について調査・研究する。[ふるさと納税活用事例集の作成]
- ・全国の自治体におけるふるさと納税活用の優良事例を発掘・顕彰し、広く発信する。[ふるさと納税未来大賞（仮称）の実施]

3 ふるさと納税に係る事業者等との連携

ふるさと納税制度の健全発展に向けて関係者が協力し合う関係を築くため、ポータルサイト運営事業者等との意見交換等を実施する。

4 その他ふるさと納税の健全な発展のために必要な事業

(別 紙)

参 考

平成29年度事業スケジュール (案)

5月16日 ○ふるさと納税自治体連合設立総会

(ホームページの作成)
(参加自治体の募集)

7月頃 ○担当課長会議

- ・ふるさと納税未来大賞(仮称)募集について
- ・ふるさと納税活用事例集作成について
- ・ふるさと納税の理念啓発について 等

11月頃 ○担当課長会議および優良事例顕彰

- ・ふるさと納税未来大賞(仮称)開催
- ・ふるさと納税活用事例集作成・情報交換 等

3月頃 ○担当課長会議

- ・次年度事業計画および予算の検討 等

4月頃 ○ふるさと納税自治体連合総会

- ・平成29年度事業報告および決算
- ・平成30年度事業計画および予算 等

※事業スケジュールについては変更の可能性があります。

※その他

- ・ふるさと納税に関するシンポジウムの開催等を検討
- ・民間事業者が開催するふるさと納税全国首長会議(H29.7.12)への参加依頼有

平成29年度収支予算(案)

1 収入の部 (千円)

項目	金額	備考
負担金	1,500	@30×50 自治体
合計	1,500	

2 支出の部 (千円)

項目	金額	備考
ふるさと納税 啓発事業	400	啓発チラシ制作・印刷料一式 400
優良活用事例 研究・顕彰事業	750	審査委員謝金 @100×2人 = 200 事例 PR チラシ制作・印刷料一式 350 会場使用料 200
事務費	350	会議室借上げ 総会 @150×1回 = 150 担当課長会議 @50×3回 = 150 消耗品、郵送料等 = 50
合計	1,500	